

総務委員会 議案説明資料

令和3年12月6日

件名	頁
1 第108号議案 足立区東京2020大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例を 廃止する条例	2
2 第119号議案 あだち子どもの未来応援基金条例の一部を改正する条例	3

(政策経営部)

第 1 0 8 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 6 日

件 名	足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例を廃止する条例
所管部課名	政策経営部 あだち未来支援室 協働・協創推進課
内 容	<p>1 廃止理由 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が終了し、事業選定委員会の役割が終了したため、同条例を廃止する。</p> <p>2 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>3 事業概要 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を記念して、機運醸成やレガシー創出のための提案事業を募集し、事業選定委員会で補助事業を採択したが、新型コロナウイルス感染症により東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたため、補助事業を中止とした。</p> <p>4 参考 令和元年 1 2 月 2 7 日 選定委員会諮問 令和 2 年 2 月 2 8 日 選定委員会答申 令和 2 年 3 月 3 日 採択事業決定 令和 2 年 3 月 1 3 日 事業実施の自粛要請 令和 2 年 4 月 2 0 日 事業中止の決定</p>
問 題 点 今後の方針	足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例の廃止に伴い、足立区東京 2 0 2 0 大会記念協創提案型事業選定委員会設置条例施行規則を廃止する。

第 1 1 9 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 6 日

件 名	あだち子どもの未来応援基金条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部 あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内 容	<p>1 改正内容 第 1 条「団体及び食の支援を行う団体への活動助成並びに足立区の区域内に存する児童養護施設等の退所者の支援」を「取組」に改める。</p> <p>2 改正理由 (1) 現条例では、あだち子どもの未来応援基金の活用が①子どもの健やかな成長を支援する団体及び食の支援を行う団体への活動助成②足立区の区域内に存する児童養護施設等の退所者の支援に限定されている。 (2) 令和 3 年 3 月に「あだち子どもの未来応援基金」を設置後、1 1 月 1 9 日現在、想定以上の多くのご寄附が寄せられている。 ・ 件数 3 9 件 ・ 金額 1 2 6, 2 2 4, 5 0 0 円 (3) 「困難を抱えた子どもたちのために使ってほしい。」との寄附者の思いをできる限り反映し、必要な支援が実施できるようにする。</p> <p>3 取組の主な内容 コロナ禍に不足した子どもの経験・体験活動機会の充実や学校休業中の食の確保、就労準備支援などに活用を図っていく。</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>5 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	「あだち子どもの未来応援基金」を活用した取組を実施する際は、審査会の審議をいただく予定である。

改正前	改正後
<p>○あだち子どもの未来応援基金条例 令和3年3月1日条例第4号 (設置)</p> <p>第1条 全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を目指し、子どもの健やかな成長を支援する<u>団体及び食の支援を行う団体への活動助成並びに足立区の区域内に存する児童養護施設等の退所者の支援</u>を行うため、あだち子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て等)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めるところによる。 2 前条に規定する目的のために区になされた寄附金は、予算に計上して、基金に組み入れることができる。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (収益の用途等)</p> <p>第4条 基金から生じる収益は、予算に計上して、この基金の目的とする事業に充て、又はこの基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p> <p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	<p>○あだち子どもの未来応援基金条例 令和3年3月1日条例第4号 (設置)</p> <p>第1条 全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会の実現を目指し、子どもの健やかな成長を支援する<u>取組</u>を行うため、あだち子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。 (積立て等)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、足立区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めるところによる。 2 前条に規定する目的のために区になされた寄附金は、予算に計上して、基金に組み入れることができる。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (収益の用途等)</p> <p>第4条 基金から生じる収益は、予算に計上して、この基金の目的とする事業に充て、又はこの基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p> <p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>

改正前	改正後
<p>(処分)</p> <p>第6条 区長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(審査会)</p> <p>第7条 前条に規定する処分を適正に行うため、区長の附属機関として、あだち子どもの未来応援基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査会の所掌事項)</p> <p>第8条 審査会は、基金の処分及び処分に付随する事項に関し、区長の諮問に応じて調査審議する。</p> <p>(審査会の組織)</p> <p>第9条 審査会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>制定付則（省略）</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 区長は、第1条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。</p> <p>(審査会)</p> <p>第7条 前条に規定する処分を適正に行うため、区長の附属機関として、あだち子どもの未来応援基金審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査会の所掌事項)</p> <p>第8条 審査会は、基金の処分及び処分に付随する事項に関し、区長の諮問に応じて調査審議する。</p> <p>(審査会の組織)</p> <p>第9条 審査会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>制定付則（省略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>